

令和5年度第10回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年1月11日(木) 午後1時30分から午後3時45分
2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (19名)

会長	8番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵緑
委員	1番	福田淳一郎	委員	12番	山本暁子
〃	2番	中村精	〃	13番	藏内敏博
〃	3番	山田準二	〃	14番	石谷隆
〃	4番	砂川重雄	〃	15番	柳田和廣
〃	5番	建部憲二	〃	16番	竹森潔
〃	7番	小林照美	〃	17番	福安修
〃	9番	小林光徳	〃	18番	岩永正司
〃	10番	下田義男	〃	19番	川上信温
〃	11番	河毛早苗			

4. 欠席委員 (0名)

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 17名)

旧市	安場信	河原町	梶川和生
せんだい	有田裕	河原町	大谷太志
高草	山岡茂	用瀬町	西村勝章
湖南	木浪哲夫	佐治町	小谷清晴
湖東	佐々木文仁	気高町	田中清完
湖東	村上文夫	気高町	角田春好
国府町	吉永昇平	気高町	居川剛史
国府町	福田克彦	青谷町	大石剛史
福部町	谷口泰彦		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

- 議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第61号 公売買受適格証明(農地法第3条関係)について
議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第63号 鳥取農業振興地域整備計画の変更について
議案第64号 非農地証明について
議案第65号 鳥取市農用地利用集積計画について
議案第66号 鳥取市農用地利用集積等促進計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について
(2) 農地法第4条第1項第8号の例外規定による届出書の受理について
(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
(4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
(5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
(6) 農地の形状変更届出書の受理について
(7) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 広谷局長補佐 堀係長 坂本主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
谷口局長	ただ今から、令和5年度第10回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
谷口局長	まず、定足数の確認ですが、19名中19名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号14番 石谷委員、15番 柳田委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第60号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号45～60番までの16件ありますが、整理番号51番の津ノ井の件については、取下げがありました。 非農地申請へ変更したいとのことでしたので、全体の審議案件としては、15件となります。 それでは、個別に説明させていただきます。 整理番号45番は、河原町佐貫で売買による所有権移転 整理番号46番は、福部町海士で贈与による所有権移転 整理番号47番は、気高町下光元で贈与による所有権移転 整理番号48番は、青谷町桑原で贈与による所有権移転 整理番号49、50番は、用瀬町美成で同一の譲受人が売買する所有権移転 整理番号52番、53番は、大塚で農地の交換による所有権移転となっております。 整理番号54番は、気高町宿で売買による所有権移転 整理番号55番は、気高町山宮で売買による所有権移転 整理番号56番は、気高町浜村、気高町勝見は、売買による所有権移転となっております。 整理番号57番は、河原町三谷で売買による所有権移転 整理番号58番は、南吉方二丁目で売買による所有権移転 整理番号59番は、長谷で贈与による所有権移転 整理番号60番は、伏野で売買による所有権移転となっております。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。
議長	それでは、整理番号45番を審議します。担当推進委員、大谷委員の報告をお願いします。
大谷委員	1月5日、田淵委員、譲受人と現地確認をいたしました。 現在、水稻を栽培されており、家から歩いて行ける近い距離にありました。 チェックシートに照らし合わせても何も問題ないと思いますことを報告させていただきます。
議長	引き続きまして、担当農業委員、田淵委員の報告をお願いします。
田淵委員	大谷委員の言われる通りで何の問題もないと思います。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号45番につきまして、原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号46番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		1月7日に、濱田委員、平林推進委員と私の3人で譲渡人の家に行き、譲受人も交えて、状況を聞きました。 譲受人は譲渡人の娘婿でして、隣の集落に住んでいて、以前から、らっきょうの植え付けとか収穫等の機械作業は譲受人が手伝っておられましたということでございます。 譲渡人は85歳と高齢になり、譲受人の退職を機に申請地の5筆すべてらっきょう畑ですけど、農業をすることになりました。 譲渡人は、譲受人に栽培技術を教えながら耕作するというものですから、何ら問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号46番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号47番を審議します。担当推農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳田委員		1月5日に、譲受人、推進委員の藤本さん、居川推進委員、事務局、私で現地確認を行いました。 譲渡人は、現在は東京にお住まいです。譲渡人のいところに当たる譲受人に無償譲渡されることになった土地です。 現在、キウイとか、みかん、梅の木が数本植えてあります。 以上の状況から問題ないと判断いたしました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号47番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号48番を審議します。担当推進委員、大石委員の報告をお願いします。
大石委員		現地確認を昨年12月27日の日に農業委員さんと井上推進委員、事務局と行いました。 譲受人の親子と譲渡人に来てもらって、現地を確認いたしました。 現地の方で、譲受人は、実際に農業をされて許可相当が妥当だと思われます。 なお、譲受人の方は、親子と申しましたが、さらに一人加わって、お兄さんの方も農

		業をするということで妥当だと思われま
議	長	引き続きまして、担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。
竹 森 委 員		今、大石委員の方から説明のあったとおりで、一つ付け加えるなら、申請者はだいたい1町五反くらい稲作を中心に経営しています。 水田にしても、農薬の地域の防除基準を遵守し、かつ耕作に使用している農業機械等は、耕運機1台、トラクター1台、コンバイン2台を持たれて農業をやる意志は自信満々です。 そういうことで、農業上の効率的かつ総合的利用に支障がないと思われま
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号48番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号49番と50番を一括審議します。担当推進委員、西村委員の報告をお願いします。
西 村 委 員		12月27日、委員3名と事務局の4名で現地を確認いたしました。 譲渡人は、現在、(用瀬)町外に住んでおり、帰ってきて耕作をすることができない状態です。譲渡人から購入していただくのは、有り難いと話をいただいております。 現状を鑑みても、妥当ではないかと報告させていただきました。
議	長	引き続き、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員		ただ今、推進委員の西村さんより報告があったとおりでございます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号49番と50番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号52番と53番を審議します。担当推進委員、山岡委員の報告をお願いします。
山 岡 委 員		1月9日、それぞれ、譲渡人と譲受人の立会いの下、小林委員、事務局で現地確認をいたしました。 今回、取得しようとしている田んぼは、これまでも水田として利用されており、引き続き水田として利用されるとのことでした。 お互いに所有する田んぼを隣接する田んぼと交換するということで、農地の集約と作業効率の向上ということで問題ないと判断いたしました。
議	長	引き続き、担当農業委員、小林(光)委員の報告をお願いします。
小林(光)委員		山岡委員の報告のとおりになりますが、少しだけ説明をさせていただきます。

お二方についても有機栽培、無農薬栽培、そういうことを研究されて、積極的に農業に精励されておられ、許可について支障がないものと思料いたします。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので採決に入ります。
整理番号52番と53番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。
整理番号54番を審議します。担当推進委員、居川委員の報告をお願いします。

居 川 委 員 1月5日に、柳田さん、私、事務局で現地確認に行きました。
譲受人と話をさせていただきましたところ、やる気十分でした。
農機具等何か管理機やトラクターを所有されておられます。今後は、畑だけでなく米も収穫したいとの意向でした。

議 長 引き続き、担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。

柳 田 委 員 譲受人のご夫妻は、大阪からのIターンで、本人は53歳、奥さんが49歳の若い方で鹿野に約10年お住まいです。
現在、7反3畝でブロッコリーとかトマトを生産されておられます。
今回、事業を拡大するため、この土地を購入するとのことでした。
既にビニールハウスを建てる準備をされておられます。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので採決に入ります。
整理番号54番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。
整理番号55番を審議します。担当推進委員、角田委員の報告をお願いします。

角 田 委 員 1月5日に、石谷さんと事務局、譲渡人、譲受人、現地で話し合いをしました。
譲受人は、昨年9月にIターンで鳥取市の方へ来られて 果樹を栽培したいということで申請地を紹介され購入することになりました。
契約が済んだ後、管理機と草刈り機を買って、耕作されるとのことでした。

議 長 引き続き、担当農業委員、石谷委員の報告をお願いします。

石 谷 委 員 今、角田委員の報告した通りです。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので採決に入ります。
整理番号55番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号56番を審議します。担当推進委員、田中(清)委員の報告をお願いします。
田中(清)委員		1月5日、譲受人に来ていただきまして、石谷委員、事務局と私と現地確認しました。 譲受人は、数年前に1反の田を購入されまして、それを畑に転換されています。 そこで、花や野菜を作っておられます。その他に譲受人のお父さんも田を買ってハスを作っているということでありまして、盆にハスを出荷、それと注文に応じて出荷されています。 もう一枚、背の低いユウカリを花木として栽培されておられます。 この度、購入する4枚の田があるのですが、許可後は、一枚は花を、あとはハス、苗木、稲作をするということになります。
議	長	引き続き、担当農業委員、石谷委員の報告をお願いします。
石谷委員		今、田中(清)委員の報告した通りです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号56番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号57番を審議します。担当推進委員、梶川委員の報告をお願いします。
梶川委員		譲渡人は用瀬町に住んでおられまして、以前からこの三谷部落の人に草刈り等を依頼しておられました。 管理している人が高齢のため、譲受人が購入することになったそうです。二筆の農地は隣接しておりまして、一体的に管理することができます。 許可をして水田として活用することが適当であると判断いたしました。
議	長	引き続き、担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。
河毛委員		先ほど、梶川委員のおっしゃったとおりで、何ら問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号57番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号58番を審議します。担当農業委員、藏内委員の報告をお願いします。
藏内委員		川島推進委員は、本日、欠席されておられますので、私が報告いたします。 12月27日に、推進委員の川島さん、事務局、譲受人の代理人である行政書士と私の4名で現地確認を行いました。 譲受人は申請地の隣に住んでおられます。現在、申請地の横の田んぼで稲作をしておられ購入されるようです。 田植機等の機械も確認いたしました。申請地については、耕作放棄地や違反転用地ではなく、今後は水田として利用される予定であり、周辺の農地の利用に影響を及ぼすこ

		<p>とはないと思われます。</p> <p>以上のことから、許可することに問題はないと思われます。</p>
議	長	<p>質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので採決に入ります。</p> <p>整理番号58番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。</p> <p>整理番号59番を審議します。担当推進委員、有田委員の報告をお願いします。</p>
有田委員		<p>12月27日に 建部農業委員と事務局と私の3人で現地確認をいたしました。</p> <p>現地に行ってみますと、・・・番地は、稲刈りが終わった後で、トラクターで耕うんされていた状態でした。</p> <p>それから、・・・番地は、長年遊休状態で、元は田んぼだったようですが、小型のコンボで整地されていたようでした。</p> <p>・・・番地は、そら豆が、来年の春に向けて収穫できるよう植えてありました。いずれも営農可能な状態になっていました。</p> <p>譲受人は、トラクター、耕うん機の二つしか持っておられませんが、田植と稲刈りは作業委託でこれまでやっておられました。</p> <p>親子間の所有権移転ですので、申請内容に問題ないものと考えます。</p>
議	長	<p>引き続き、担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。</p>
建部委員		<p>今、有田推進委員が詳しく説明されたので、私の方から何も言うことはありません。</p>
議	長	<p>質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので採決に入ります。</p> <p>整理番号59番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。</p> <p>整理番号60番を審議します。担当推進委員、佐々木委員の報告をお願いします。</p>
佐々木委員		<p>譲渡人は、以前から、県外に住んでおられるので、農地を処分したいと考えておられました。</p> <p>1月9日、事務局、川上委員、私の3人で譲受人の(申請を)代行しておられる行政書士へ聞き取り調査をいたしました。</p> <p>その中で作付け計画を聞いたところ、さつまいも、ニンニク等を栽培するということでした。</p> <p>機械につきましては、譲受人の会社の職員が所有しているトラクター、管理機を使用するということでした。家からの通作は、車で10分程です。</p> <p>初めての農家の方ですが、申請地では、雑草、雑木が生えていますので、まず、それを始末してからです。</p>
議	長	<p>引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。</p>
川上委員		<p>現在、下限面積が撤廃されております。それから、運ぶ機械はどうするのだと言ったら、譲受人の会社の職員所有の2トントラックで運んでやりますということでした。</p>
議	長	<p>質疑・意見はございませんか。</p>

		はい、岩永委員。
岩永委員		本当に耕作されるか大変疑問がありますので、そこはしっかり審議をされた方が良いと思います。
議長		先ほどの説明では、営農計画書が整っていて、要件に必要なものが揃っているということで（許可の）決定に支障がないということですね。 営農をすると意志を持って提出されています。
議長		建部委員、何かありますか。
建部委員		川上さん自体は、賛成なのですか。
川上委員		譲受人が農業をするのかどうかということ言えば、今、72歳で3反4畝の所に、なかなか難しいとは思いますが、いや、やるのだと言われれば駄目だとは言えない。 ただ、耕作放棄地で20年以上、木や竹が生えております。農業するには、それを伐開して更地に戻すことがメリットです。
福安委員		事務局の方にお伺いします。営農計画書できちんと営農計画している申請書類になっていますか。
事務局		営農計画書を提出していただいて確認しましたが、特に問題はなく耕作されるという形で提出されておられます。
議長		その他、何かありますか。 たくさんの意見がありました、この案件で農地法に則って審議したい思います。 今、耕作放棄地になっていて、とりあえず農地に整備されることがメリットであるとおっしゃられました。 それから、営農計画書の方がしっかり整っています。皆さんどうでしょうか。
竹森委員		仮に許可するとして、その後、農業をすれば別に問題ないですけど、農業をしないということであれば農地法3条の違反になります。 ということは、許可の不正取得で取り消し事由になるのです。購入者にきちんと伝えるとか手だてを考えないと、みんな疑心暗鬼になるのでは。
事務局		許可書を発行する時の話になってくるのですが、こちらの案件にかかわらず許可条件というものがありまして、「申請地を耕作目的以外の用途に供すると認められる場合、もしくは、耕作以外の用途に供した場合、または許可の日から6か月以内に耕作の用に供しない場合は、この許可を取り消すことがある。」と書かれていますので、その辺は問題ないと思います。
議長		いろいろな考えがありますが、それでは、採決に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。 整理番号60番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
議長		異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第60号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第61号「公売買受適格証明（農地法第3条関係）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		公売の買受適格証明となっております、整理番号1 賀露町で田が1筆となっております。被公売人、願出人は議案書に記載の通りです。 買受適格証明が認められた場合、その後、3条申請が必要となりますが、今回同様の

審議をしておりますので、改めて総会で3条申請の審議をしなくても許可できることになっております。

農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

整理番号1番を審議します。担当推進委員、村上委員の報告をお願いします。

村上委員

この案件は、市が滞納者から差し押さえた資産を公売する案件です。
自分が今年まで借りて耕作しておりました。気高の田中（清）推進委員と（報告が）重複になりますが、気高の方でも水田を4筆の申請があり、水稻、他はハス、サカキの栽培でございます。

今年の1月5日、気高の田中（清）推進委員、事務局、川上委員、気高の農業委員が現地等を確認しております。

農機具等は、田中（清）推進委員が確認しておられます。ただ、コンバイン、田植機に関しては、2軒が共同で使用していることを確認しております。

引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。

川上委員

本件は、村上委員が報告されたとおりです。

議長

質疑・意見はございませんか。
（質疑・意見なし）

議長

無いようですので採決に入ります。
整理番号1番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。

議長

異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。
以上で議案第61号「公売買受適格証明（農地法第3条関係）について」を終わります。
続きまして議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

整理番号27番と28番の2件でございます。
整理番号27番、申請地は吉岡温泉町、転用目的は住宅建築、農地区分は第1種農地、許可根拠は集落接続です。
整理番号28番、申請地は賀露町南三丁目、転用目的は住宅建築、農地区分は第1種農地、許可根拠は集落接続です。

議長

整理番号27番を審議します。担当推進委員、木浪委員の報告をお願いします。

木浪委員

12月28日に福田（淳）農業委員と2人で確認しました。昨年5月に農振変更で承認をいただいた案件でありますので、問題ありません。

議長

引き続き、担当農業委員、福田（淳）委員の報告をお願いします。

福田（淳）委員

報告のとおりで、分家住宅であり問題ありません。

議長

質疑・意見はございませんか。
（質疑・意見なし）

議長

無いようですので採決に入ります。
整理番号27番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
（異議なし）

議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号 28 番を審議します。担当推進委員 村上委員の報告をお願いします。
村 上 委 員	譲受人は、近くにアパートに 5 人で住んでおります。昨年の 10 月に農振変更で承認をいただいた案件で、12 月 26 日に譲渡人に再度確認しました。許可後に建築の準備にかかるとのことから、問題ありません。
議 長	引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川 上 委 員	本件は、以前に承認をいただいた案件で、集落の続きであり、報告のとおり問題ありません。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号 28 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第 62 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第 63 号「鳥取農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	本日は、農政企画課の担当が来ておりますので、担当者から詳しい説明はさせていただきます。
農 政 企 画 課	農用地区域への編入が 1 件、農用地区域からの除外が 2 件の計 3 件でございます。 編入は、鳥取 1、土地の所在は双六原、具体的な理由等は、中山間等直接支払い制度の協定農地に位置づけ双六原集落の守るべき農地として維持管理していくためです。 除外は、鹿野 1、土地の所在は鹿野町乙亥正、具体的な理由等は消防署の設置です。
議 長	鳥取 1 番を審議します。担当推進委員 木浪委員の報告をお願いします。
木 浪 委 員	12 月 28 日に福田(淳)農業委員、私、双六原集落から 2 名参加していただき、4 名で現地確認を行いました。中山間等直接支払い制度の協定農地として、家屋の周りの田んぼを編入することと集落の田んぼを守るためです。現状でも管理されており、管理し続けられるだろうと判断いたしました。
議 長	引き続き、担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。
福 田 (淳) 委 員	木浪委員の報告のとおりで、妥当と判断しました。
議 長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 鳥取 1 番につきまして原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 鹿野 1 番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、担当農業委員 砂川委員の報

		告をお願いします。
砂川委員		現在の庁舎が手狭であり、高速道路の近くにヘリポートも整備できる大きさの土地を確保したいとのことです。広域での活動が求められておりますし、地権者も納得されており問題ないと思います。
議長	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので採決に入ります。 鹿野1につきまして原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 以上で議案第63号「鳥取農業振興地域整備計画の変更について」を終わります。 引き続き議案第64号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号105番から109番までの全部で5件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議長	長	整理番号105番を審議します。担当推進委員、安場委員の報告をお願いします。
安場委員		12月27日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地は、住宅地の中にありまして、宅地開発が広くされており、住宅化しています。昭和60年頃から開拓され、たくさん住宅が建っております。一面宅地ですので何の問題もないと判断しました。
議長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号105番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号106番を審議します。担当推進委員、大石委員の報告をお願いします。
大石委員		12月27日に農業委員、推進委員2名、事務局の合計4名で現地確認をしました。申請人は県外の方ですので電話での確認となりました。申請地は駐車場となっており、チェックシート④の人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しており、何ら問題はないと判断しました。以上です。
議長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号106番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号107番を審議します。担当推進委員、福田(克)委員の報告をお願いします。

福田(克)委員	1月5日に農業委員と事務局、3名で現地確認をしました。申請地は市街化区域の中にあります。道路拡幅した時の残地でありまして、登記地目が変更されていない土地になります。現在は隣接地と一体となってテナントビルの敷地となっております。何ら問題はないと判断します。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号107番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号108番を審議します。担当推進委員、吉永委員の報告をお願いします。
吉永委員	1月9日に農業委員と事務局、3名で現地確認をしました。申請者の先代からの土地で、20年以上前から耕作されておらず、杉の木が植林してありました。農地に戻すことが困難で、農地行政上も特に支障がない土地と判断しました。ご審議、よろしくお願ひします。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号108番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号109番を審議します。担当推進委員、小谷委員の報告をお願いします。
小谷委員	12月28日に農業委員と事務局、申請者の義理の弟さん計4名で現地確認をしました。申請地は、平成10年頃から耕作されていない土地になります。急傾斜の為、車両の進入もできません。チェックシートの③で、農地に復旧困難な土地で問題ないと判断しました。ご審議、よろしくお願ひいたします。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号109番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第64号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第65号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	鳥取市長から、令和6年1月25日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規 11件、更新 24件、計 35件、面積は、田 113, 477㎡で、畑 18, 080㎡、その他が4, 069㎡となっており、計 135, 626㎡です

		<p>権利種別の内訳は、賃借権 17件、使用貸借による権利 18件となっています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>議案第65号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案65号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続き、議案第66号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。</p> <p>今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田 47,921㎡、畑 19,377㎡、総計67,298㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権 17件、使用貸借による権利 34件の合計51件となっています。</p> <p>農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>一括で質問・意見を受け付けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第66号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について</p> <p>(2) 農地法第4条第1項第8号の例外規定による届出書の受理について</p> <p>(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について</p> <p>(4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について</p> <p>(5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について</p> <p>(6) 農地の形状変更届出書の受理について</p> <p>(7) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について</p>
議	長	<p>無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和5年度第10回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p>閉会 午後3時45分</p>

